

蕪崎市再編保育園建設構想委員会会議録

1	会議の名称	平成25年度第3回蕪崎市再編保育園建設構想委員会
2	日時	平成25年8月28日(水) 午後7時00分～午後9時20分
3	場所	蕪崎市役所 別館 201会議室
4	議題(協議事項)	(1) 市立保育園民間活力導入の検討について (2) 蕪崎市子ども子育て会議について (3) その他
5	出席委員	土屋委員・池田委員・内藤委員・小泉委員・馬場委員・仲沢委員・守屋委員 古田委員・中島委員・平賀委員・中山委員・飯野委員・中島委員・阿部委員 小澤委員・平野委員・大村委員・今福委員
6	会議の公開区分	<input checked="" type="checkbox"/> 全部公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
7	傍聴人の数	0人
8	出席委員(事務局)	福祉課 藤巻課長・功刀課長補佐・稀代・平賀・志村 教育課 秋山課長補佐 保育園 杉山園長・秋山園長・名取園長
	発言者	内 容
	福祉課長	<p>【開会】開会のあいさつ、欠席者の報告(茂木委員・矢崎委員・大木委員) 前回、若尾区の地元説明会に出席した内容を説明します。 昨年の区長とは、第1園の建設地については、市有地であり、もともと住宅を建てる予定地であったので、用地買収が必要なく同じ公共施設を建てるということなので、地区回覧でいいということになりまして、若尾区、団地に回覧させていただきました。 今年度、地区長さんが変わりました、改めて地元説明会を要請されましたので出席して参りました。 その中で言われましたのは、一つは道路の件、進入路を作って園内に駐車場を十分にとって誘導し渋滞をしない工夫をしている旨を説明しました。 また、進入路は農道で、農道は非公共施設なので、整備する時には地元協力が必要になるのですが、3月議会にて市道に認定して頂きましたので、大草1号線から入るところは、5mの車道に2mの歩道を付ける改修を行い、責任を持って管理させていただくという説明をいたしました。 次に、雨水の処理につきましては、武田橋の西から大草1号線の両側に郷堰がありまして、若尾から東側西側の田がその堰からの水を使って米作りをしており、若尾区では、2人の管理人を置いて毎日水の管理をしているということで気を使っている堰です。 今回施設ができることで、雨水の関係は大丈夫かという心配がありました。 雨水処理は、舗装については浸透性舗装にして地下に浸透させ、グランドの中にもそういう施設を作り、他にも浸透井戸を設置し、3割程度は地下に浸透させることで、現状よりも堰に対する影響は少ない旨の説明をいたしました。 武田橋の右折レーンにつきましては、その影響を見てから対応させていただく旨を説明しました。 まだ、若干問題は残っていますが、十分な対応をしたいと考えております。 また、今日午前中、市長のところへ、蕪崎市私立幼稚園連絡会を発足させたということで、大村園長先生はじめ、白百合さんと、英和さんが設立趣意書をもってお出でいただきました。行政と連携を取りながら、子育ての関係をやって行きたいということでありありがとうございました。 また、民間活力の導入については、前回の会議で、社会福祉法人からの申出の経過を説明させていただきました。 民営化ありきではなく、全くフラットな状態から検討していただけるかどうかということで、説明をいたしました。民営化の問題は、建設構想委員会で議するには、委員会の設置の趣旨からは少し離れた課題だと思いますので、民間活力の導入についての検討については、この後協議事項の2で説明いたしますが、新たな子ども子育て施策につい</p>

協議内容及び決定事項

	<p>て意見を求める審議会として、「子ども子育て会議」を設置いたしますので、その会議に委ねたいと考えております。</p> <p>今日は、民営化のメリット・デメリットについての一般論と近隣市の状況を説明させていただき、再編保育園で実施する保育サービスと民間活力導入の検討についてのアンケート調査を実施させていただきたいという趣旨でありますのでよろしく願いいたします。</p> <p>子ども子育て会議に委ねるにしても、保護者がどのような考えなのかを知る必要があると思います。</p> <p>建設構想委員会としては、このアンケート調査の実施の可否、実施する場合にこの内容で良いかご協議頂きたいというものですのでよろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>【あいさつ】</p> <p>課長さんのあいさつにありましたように、前回からの懸案事項でありました、民間活力の導入については、この会議では検討しないこととなりましたが、資料として整理していただいておりますので、皆さんそれぞれのお考えや、それぞれのお立場の会議等でお話合いもされていると思いますので、ご意見を頂きたいと思います。</p>
福祉課長	<p>規定により議事の進行は委員長にお願いします。</p>
議長	<p>協議事項1 市立保育園民間活力の導入の検討について、説明をお願いいたします。</p>
事務局 功刀	<p>お手元の資料1をご覧ください、民営化の方法の比較になります。</p> <p>民営化後も全て認可保育園を前提としています、表について簡単に説明します。</p> <p>業務委託については、業務委託契約に基づきますので、単に保育園の運営を委託されるもので、職員が委託業者の職員に代わる程度で、保育園の内容等は変わる余地はありません。</p> <p>指定管理については、欄外の①に書かせていただいておりますが、公募で選定した事業者を議決していただき、一定期間保育園の運営管理を委任します。</p> <p>このため、委託とは違い保育内容等に独自色をだせる余地があります。</p> <p>移管については、運営そのものが私立になりますので、土地建物を賃貸借とするか譲渡するか以外は、私立の事業者の自由にできます。</p> <p>ただし、いずれの場合も、保育の内容については市がその内容は確認します。</p> <p>また、入所の決定、保育料の決定は市が行います。</p> <p>次に、委託・指定管理・民営化のメリット・デメリットについて説明いたします。</p> <p>委託は、運営のみを委託しますので、メリットとしましては、民間事業者と書きましたがいわゆる、社会福祉法人とお考えください、NPO 団体等、営利を目的としない事業者であれば、経済的効果が高いことが見込まれます。</p> <p>公立保育園の運営費の約4分の3は人件費ですから、ここが削減されることは効果があると考えます。デメリットとしては、公立保育園ですので、運営費に対する国・県の補助金はありません。</p> <p>また、契約時に業務内容を仕様書として示しますので、事業者はその仕様に定められたことしか出来ませんので、保育サービスの創意・工夫が生まれにくい状況になります。</p> <p>民間事業者ですから事業者の破産や倒産などの可能性は否定できません。</p> <p>もう一点書き漏らしましたが、指定管理のデメリットにありますように委託の場合は、最長でも3年程度の長期契約になりますので、その都度入札を行うことが原則ですので、比較的短い期間に事業者が変わる可能性があります。</p> <p>次に、指定管理のメリットです、指定管理は、議決を経ますので、5年の長期継続契約が基本となります。この間は、管理権限を委任するため、事業者の活力やノウハウを活用することで経費の削減や市が認めたものにはなりますが、保育サービスの拡大などが期待できます。</p>

事務局 功刀	<p>デメリットについては、委託と同様です。</p> <p>次に民営化について説明いたします。</p> <p>①運営については、社会福祉法人を中心とした公益法人や一般企業、特定非営利活動法人が運営します。</p> <p>児童福祉法では、保育に関する市町村の責任を明示していますが、民間委託するかは、市町村の判断に委ねられています。</p> <p>児童福祉法の24条の抜粋を記載して置きましたが、保護者の監護すべき乳児・幼児等が保育に欠ける場合には、保育所において保育しなければならないとされていますが保育所が公立か私立かという決め事はありません。</p> <p>次に民営化のメリットですが、まず、運営費が補助金の対象となります。</p> <p>民間には、市が国の基準に基づき運営費を支払います。その実績に対して保育料を差し引いた額に対して、国が2分の1・県が4分の1を補助金として市に交付しますので、市の負担は4分の1となりますので、行政としては大きなメリットとなります。</p> <p>特別保育事業の実施については、保育時間の延長や休日保育はもちろんです。独自サービスが期待できることが一番だと考えます。独自の行事や独自教育等が行えますので、保護者の選択肢が広がります。</p> <p>保育所の数や受け入れ児童数を増やすことができる。というのは、蕪崎市では待機児童がいませんのであまりピンときませんが、財政的に厳しい現状では保育所が不足している場合などに、行政ではなかなか出来ない場合も、民間なら対応できる場合があります。</p> <p>公務員の定数を抑えることができる、というのは、私立の保育園が増えれば必然的に公務員は減少して行きます。</p> <p>次に民営化のデメリットですが、独自の行事や教育を行う場合に、教材費など保育料以外の経済的負担が増加する可能性があります。</p> <p>民間に移行する際に、保育計画の再策定や保育士の交代などで、保護者や保育児が戸惑うことや、移管作業等に時間を費やすことで、保育が疎かになる可能性があります。</p> <p>メリットにあげた、保育の時間の延長などは、保護者が対象であり、預けられる子どもにとっては、親元から離れる時間が長くなることとなります。</p> <p>民間ですから基準ぎりぎりまで子どもを入れることも想定され、1人当たりの保育室の面積が狭くなる等の不利益が高まる可能性があります。</p> <p>やはり民間事業者ですから、破産や倒産などの可能性は否定できません。</p> <p>民営化による誤解については、保護者の不安や誤解は、認可外保育施設と混同している場合があります。民間は認可外保育所と思われがちではないかというものです。</p> <p>民営化する場合も、認可保育所として運営しますので、認可保育所の入所は公営・民営の別なく市区町村が保育に欠ける状況等を勘案して決定します。</p> <p>認可保育所の保育料は公営・民営の別なく前年所得額や保育児数が等しい場合、同一の保育料が課されます。</p> <p>保育士の配置は厚生労働省令による定められており、公営・民営の別なく遵守を義務づけられています。施設・設備についても同様です。</p> <p>次に4ページから6ページについては、先行市の例を参考に記載しておきました。民間に移行する際の説明会等で寄せられた質問に対する回答例です。</p> <p>今回は、佐賀県小城市のものですが、他の先行市でも同様なものを作っております。</p> <p>今後、仮に民営化を進めるとなった場合には、こういった先行市の例を参考に検討したいということで、記載したものですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>次に、7ページをご覧ください、県内の認可保育所の設置数です私立保育園も4割強あるという状況です。</p>
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事務局 功刀	<p>次に本日配布いたしました資料をご覧ください。</p> <p>これは、甲斐市・南アルプス市・北杜市に実際に公立と私立が混在する中での、役所の担当者の意見を聴いたものです。</p> <p>保育園の担当者として市・保護者・私立保育園それぞれの立場から見たメリット・デメリットをまとめたものです。</p> <p>【別紙資料を朗読説明】</p>
議長	<p>民間活力の導入ということは、財政の問題が大きいと思うのですが、補助金の関係とか、経費が削減できるということが説明にありましたけれど、財源の仕組みがどうなっているのか説明してください。</p>
事務局 功刀	<p>今説明した資料の上段になりますが、財源の項目がありますのでご覧ください。</p> <p>私立保育園は、所在地の市から国の基準に定められた運営費が支給され、基本この運営費のみで賄うことになります。</p> <p>私立保育園の保育料も、市が収納いたします。市が支給する運営費からこの保育料の額を差し引いた運営費が補助対象となり、国が1/2・県が1/4・市が1/4を負担することになります。</p> <p>私立保育園では、施設の維持管理費等も全て運営費で賄いますので、ご苦勞はあると思いますが、自治体としては経費削減になると思います。</p>
議長	<p>業務委託・指定管理のところで補助金がないということが書かれているのは、国・県の補助金がないということですね。</p>
事務局 功刀	<p>業務委託・指定管理は保育園の設置者が市になりますので、公立保育園となりますので補助金の対象とはなりません。</p> <p>公立保育園でも、同様な運営費の補助があったのですが、国の三位一体改革により、地方交付税に算定されることになり、8園で5千数百万円程度となっています。</p> <p>これに保育料を財源に加え、不足する分を一般財源、いわゆる税金をあてて賄うこととなりますので、公立保育園の運営は財源的には厳しいということになります。</p>
議長	<p>財源の違いを説明いただきました。何かありますか。</p>
土屋委員	<p>この資料は委託は関係ないのですね、移管した場合の比較ということですね。</p> <p>(功刀：私立との比較になります。)それを始めに言っていただかないと、委託も同じと誤解される方もいると思いますよ。</p> <p>メリット・デメリットが書かれていますけれども、業務委託・指定管理の場合にはこの中には入って来ないという事ですね。</p>
福祉課長	<p>今、申出を頂いている民間の保育所が、あくまでも私立で行いたいという申出がありましたので、今ある公立と私立の比較をさせて頂きました。</p>
議長	<p>業務委託・指定管理で人件費が削減できると書いてありますが、財源としては公立と予算的な意味では同じなのではないでしょうか。</p>
事務局 功刀	<p>業務委託料・指定管理料ということで相手方にはお支払いをしますが、公立保育園として運営しますので、交付税の算定的には保育園の数は変わりませんので、多少額の違いはあるかもしれませんが、財源的には交付税・保育料・一般財源という内容は変わりません。</p> <p>委託料等について、NPO法人であれ社会福祉法人であれ、委託先を選定する際には、経費削減ができなければ意味がありませんので、こちらで示す金額で請けていただくこととなりますので、その部分で経費が下がることが期待できると思います。</p>
議長	<p>業務委託・指定管理をする際には、あらかじめ保育者の人件費を削減されるということを想定して決めていくという事ですね。</p>
福祉課長	<p>現在、指定管理を行っている、デイサービスセンターやニコリなどがありますが、直営と指定管理の一番の違いは、業者がノウハウに基づき直営では出来ないことをやって頂くことと、経費的には人件費が大分違うところだと思います。</p>

議長	財政的なメリットとしては、業務委託・指定管理も負担を軽くするというメリットはあるということによろしいですね。他にありますか。
平賀委員	業務委託・指定管理だと保育士さんのお給料が安いということですが、民営化した場合も同じことなのでしょうか。
福祉課長	人件費につきましては、民間にも相場があると思います。民間によっても、人が頻繁に変わるところは待遇がよくない場合もあれば、優良な保育園では長年勤められる方もいると聞いていますが、それなりの福利厚生は行っていると思います。 民営化された場合には、一般論ですが市の保育士さんより民間の保育士さんのほうが人件費は下がるだろうと思います。
平賀委員	名乗りを上げている2つの保育園の保育内容とか、職員の入替わりなど調査してから受け入れないと保育士が頻繁に替わるのは問題があると思います。 待遇や運営状態とかを調べて見てから民営化の検討をしたほうが良いのではないのでしょうか。
福祉課長	今日はその前段階で民営化が必要かどうかということ、保護者に聞きたいということです。 今申し出のある2園を対象に民営化を検討するわけではありません。実際に行う時には、公募になり選定の条件に見合ったところから、一番良いところを選定することになります。 今は、アンケート調査をさせていただき、その議論をさせて頂けるかどうか聞きたいということです。
議長	保育者の待遇について、懸念されるご意見があったということを受け止めておいてください。
馬場委員	菫崎町の民生委員で話し合ったことをお伝えします。 民間活力を導入すると市の財政面ではプラスになるだろうということ、民営化ありきでは無いこと、再編計画で9園を4園にする計画であることを伝え、今後民間活力を導入することについて意見を頂きました。 ・保護者の意見を良く聞いて欲しいということ。 ・市立保育園第1園、第2園がスタートするので、公立と私立で差があるのは良くないということ、今後、西保育園と東保育園を再編し、別の場所へ建設されることとなると遠くなるので、今の場所で民間でもいいのではないかという意見。 ・民間活力の導入の結論を急がず、しばらく様子を見てからでもいいのではないかな等の意見がありました。
事務局 功刀	欠席されております矢崎委員さんから、大草町の民生委員児童委員の会議の中で頂いた意見をFAXでお預かりしていますので紹介します。 ・民営化された場合、民間では園児を集める為に保護者に受け入れられ、人気が出てくると「良い保育園、良い幼稚園」ということで申込が集中する可能性が考えられる。 ・少子化の中、すでにある園との取り合いにならないか心配だ。 ・これからの時代、より多くのものを導入し子ども達のために、サービスを提供することは良いことである。お互いに切磋琢磨し、より良い方向に進んでいけるのなら、導入も考えられる。 ・4園との申し決めがあったのならば、性急に決定するのではなく、お互いに納得の行く方法を選択して頂きたい。どちらの園も子ども達のことを第一に考え子ども達のために、ご尽力いただいているのでとても難しい問題だと痛感しています。 以上です。
議長	菫崎では、とにかく保護者といいますか当事者の意見を良く聞いて欲しいということ、急がずに検討してほしいということ。 大草では、公立と私立とあることで切磋琢磨し、刺激をし合っているのではないかという意見があったということですね。
平賀委員	民営化後も申し込みは市に行うのですか。
事務局 功刀	民営化後も入所の判定は市で行います。資料にもあるように希望の園にいけない場合にはトラブルもあるようです。平成27年度の法改正で変わる可能性はあるのですが、現状では、保育料の徴収も市で行いますし、保育料の算定も全て市で行いますので一律で

	す。公募をする場合には現状市で行っているサービスが最低基準となりますが、民間は上乘せがある場合があり、その部分で費用が発生する可能性はあります。
議長	確認なのですが、資料の 2 ページの①運営についてで、一般企業が運営しますとありますが、市としては企業参入ありと考えているのでしょうか。
事務局 功刀	公募ということになれば、社会福祉法人等の営利を目的としない法人等に限定することになると思います。(議長：NPO 法人は入りますね。) 入ります。
議長	資料 2 ページに保育所の数や受入児童数を増やすことができる。とありますがこれはどういうことですか。
事務局 功刀	入所希望者が多く待機児童がいるような場合に、公立で対応できない場合には民間の保育所の参入で増やすことができるということです。
議長	民間活力の導入と民営化の違いを改めて説明してください。
事務局 功刀	民間活力の導入としては、民間が保育園の運営管理のみを行う業務委託・指定管理があり、この場合は、保育園の開設者は市になりますので公立のままです。 民営化は、保育所の運営が私立保育園になりますので、開設者は私立の法人等になります、ここでは移管としています。
議長	その 3 点で民間活力の導入というくりですね。
飯野委員	民間活力の導入については、園長先生の意見も聴きたいと思います。
杉山園長	民間活力の導入を市民の皆様がどうお考えになるかということだと思います。 私達は保育園で働かせていただいて、保育に携わっている身なので、民間に移行したら私達の身がどうなるのかといったことは、民間移行が決まった時に身の振り方を相談すれば良いことだと思っています。 皆さんの税金を子ども達の将来に向かってどのように使って行くのかということだと思っています。 保育士の立場からは、子ども保育が充実して、子どもたちがより良い生活をして、将来に向かってとても身になる保育園になればいいなというところに尽きると思います。
議長	次の議題に入ります。 アンケートの内容は、再編保育園のサービスの内容と民間活力の導入について、ポイントを説明してください。
事務局 功刀	別添付資料に基づき説明 P1 アンケートの趣旨について説明 P2 再編保育園第 1 園で実施するサービスを最低基準として、それをどの程度拡充するかをアンケートしたい旨説明、P 2～P 3については現状の保育園についての設問である旨説明。 P4 再編保育園でのサービスの拡充についての設問である旨説明 設問のアに関連し、出産後育児休業等で保育に欠けない状況になった場合のきょうだいの退所については、副市長から改善を指示され検討している旨を説明し、設問とはしない旨を説明。 P5 民間活力の導入について、趣旨を朗読説明、設問内容の説明
議長	質問・ご意見等ございますか。保護者の代表の方、この設問では答えづらいとかこういった設問を入れて欲しいとかございませんか。
杉山園長	このアンケートは、今の保育園に通っている保護者に対して行うと考えてよろしいですか。
福祉課長	8 園の保護者を対象としたいと考えています。
杉山園長	今から園に入る予定のある保護者はどうなりますか。
福祉課長	今のところは 8 園の保護者にと考えています。
杉山園長	再編保育園でのサービスというのは、今いる方だけではなくて、今から入る方のほうが興味があると思うのですが、保護者会長さん方いかがですか。(そう思いますの声あり)

事務局 功刀	この後説明する予定ですが、新たな子ども子育ての支援計画を策定するにあたり、アンケート調査を予定しております。0歳から5歳児を持つ保護者の皆様を対象として、1500世帯を抽出しますが、保育園に関係する方がどの程度になるかが不明なこと、国から示されたものがページ数も多く、新たにこの設問を加えることでさらにページ数が増えることを懸念しまして、先行してアンケートを行いたいと考えたものです。
議長	このアンケートは、とにかく8園の保護者全家庭に配るとのことですが、(杉山園長の)意見はそのほかに、これから入ろうとする家庭についても潜在的なニーズを知るうえで必要ではないかという意見ですね。
内藤委員	4番の質問については、葦崎市の子育て支援センターや4歳児健診の時とかにサービスに関する質問がかなりありますので、4番の設問だけそういった機会に配布することも良いのではないのでしょうか。
議長	そういったご意見もありますがいかがでしょうか。
福祉課長	保護者へのアンケート調査は先行させていただき、内藤委員さんのご提案の部分は改めて子ども子育てのニーズ調査に追加するという方法にしたいと思います。
議長	子ども子育てのニーズ調査とはどういうものか分からない方もいらっしゃると思いますので説明してください。
福祉課長	子ども子育て会議を設置させていただいた場合に、最初をお願いするのがこのニーズ調査の内容についての検討になります。子育てに関する様々なニーズを調査するのですが、その内容の概要は国から示されているのですが、とても膨大な量が予定されています。この秋に1500世帯程度を無作為抽出して行いたいと考えておりますが、そのニーズ調査の中にこの4番の設問を加えたいということです。
議長	子ども子育てのニーズ調査のほうが対象が広くて、幼稚園に通わせている家庭も家庭で保育している家庭も含まれているので、そういう意味では、幅広く意見が聴けるだろうということで、時期的にもそんなに間をおかなくて出来るということで、再編保育園に間に合うということですね。
福祉課長	保護者の皆様へのアンケートは、ここで了承いただければすぐに保育園をとおして実施させていただきますが、ニーズ調査については、国・県の示す内容を、子ども子育て会議に諮ってからになりますので、1ヶ月程度は遅れることになると思います。
議長	この方法だと、保育園に通っている方だけではなく、幅広く意見を求められることになると思います。それでよろしいでしょうか。
中山委員	入所月齢に関する設問について、対象がいない保護者の方は書きづらいと思いますので、文言の訂正をして頂きたいと思います。
議長	何ヶ月から希望するという文言は、訂正してください。
平賀委員	ニーズ調査に関して、広報等を通じてお知らせしていただきたい。 何の調査か、必要性が分らないとうっかり無視してしまいかねないと思います。
議長	将来の子ども子育ての基礎資料となる重要なものですから、回収率がある程度行かないことにはほとんど意味の無いものになりますので、事務局のほうでしっかりと考えていただきたいと思います。
福祉課長	今年、葦崎市は介護・高齢者、障がい、地域福祉、子育てと4つニーズ調査を行いますので、広報の発行とのタイミングもあります。十分に周知はしたいと思います。
議長	地区長連合会の会長さんもいらっしゃいますし、皆さん方地区の会議等で呼びかけをしていただければと思います。 2番目の民間活力の導入についてのアンケート調査についていかがでしょうか。
馬場委員	このアンケートは、委託については触れないのですね。
福祉課長	ここで言う移管だけを対象とします。
土屋委員	先ほど委員長さんのほうから各地区でも呼びかけて欲しい旨のお話がありました。 保育園であれ学校であれ、地域と密接に係わりがあります。保育園の再編についても保護者ではなく、先ず、地域に聞いて欲しいということは伝えたこともありますし、それが基本だと思います。民間活力の導入についてということは、今まで8園あって公立でやっている訳ですが、それが大きく転換をしようという試みをやろうとしている訳ですから、多くの地域の方々に意見を聴く必要があると思います。

	<p>多くの人たちが「民間活力を導入したほうが良い」「市の財政も豊かになる」「負担も減る」「行政のスリム化にも繋がって行くのであれば、市で民営化を進めていったら良いのではないか」というような結論が出るか分かりませんが、重要な判断になるかと思えますので、保護者だけでなく、地域の意見も聴いていただき判断したいと思います。</p>
議長	<p>この意見についてはどうでしょうか、ここでは子育て真っ最中の方の意見を聴きたいということですが、その意見を元に、子ども子育て会議では地域の代表の方も入っていると思いますので、子育て真っ最中の方の意見も勘案しながら議論して欲しいというのが事務局の考えだと思うのですが、当事者の方だけではなくて市民全体の非常に大きな問題だと思います。</p>
福祉課長	<p>今回 8 園の保護者に出すということは、民営化について会議で議論するかしないかということ、議していただくための資料として意見を聴きたいということです。 具体的に民営化について議論する場合には、次の段階で地域へのアンケートや広く市民の意見を聴く必要があると考えています。</p>
議長	<p>今の意見はどこかの段階で反映されるということによろしいですか。</p>
福祉課長	<p>再編保育園と同様に、広く市民の意見を聴きながら進めることは民営化についても同様にしたいと考えています。</p>
平賀委員	<p>民営化の検討だけでなく、再編の 3 園目も、議論によっては市が用地を確保して同じようにやって欲しいという場合もあると思いますが、用地確保とかそういったことも想定しているのでしょうか。</p>
福祉課長	<p>もともと、民営化は想定していませんでしたが、たまたま民間からの申出がありましてそれを全く無視は出来ませんから、そこがやるかどうかは別にして、民営化を議論しても良いかどうかをアンケートしたいということです。 それを元に子ども子育て会議で議していただき、必要がないということであれば、藤井保育園が平成 30 年開園ですから、その後の検討になります。 葦崎については全くの白紙状態ですから、広い土地を求めるのか、窮屈ではありますが、現在地での建替えとなるか、いずれにしても民営化の結論が出てからの議論になると考えています。</p>
土屋委員	<p>私はやり方が逆ではないかと思えます。民営化をやりたいというなら先ず地域に聞いた頂き、OKということであれば、その後当事者である保護者に聞くべきではないかと思えますが。</p>
課長	<p>8 園の保護者の方も全ての地区から通われていますので、そういう意味では地域の方です。その中でも特に保育に係わっている方に意向を聞いて議論していきたいと言う考えです。 土屋委員さんのおっしゃる地域とは、0 歳から高齢者まで全てを対象にという意見だと思いますが、我々は、地域の中で保育園を身近に感じている保護者の意見を聴きたいというのが今回の提案させて頂いた考え方です。</p>
議長	<p>この課題は、既にオープンになっていますから、地区長連合会で話題としていただき、ご意見をいただくことは構わないということですね。 事務局側としては、改めての場は設けないけれど、皆さん代表ですのでそれぞれの方が地域の帰り話題にさせていただき、この場に戻していただくことはよろしい訳ですね。</p>
福祉課長	<p>本日ご報告いただきました、葦崎や大草の民生委員さん方のように、地元を持帰っていただき、その所属する団体の集まりで議題としていただき取りまとめこちらに戻していただくことは問題ありません。</p>
議長	<p>他に意見は無いようですが、このアンケートの理由書き方で分っていただけるかが不安です。なぜ民間活力の導入を考えるようになったかといった背景、どうゆう利点があるのか、検討という表現は検討がありきになるのでもう少し丁寧にお書きいただければと思います。園長先生方や保護者の方はいかがですか。</p>
課長	<p>検討という文言は、方向付けしてしまいますので、検討という文言は訂正させていただきます。</p>
議長	<p>他にご意見が無ければ、全保護者にアンケートを行うと言う事でよろしいでしょうか。保護者の方はよろしいですか。(特に意見なし) それでは協議事項 2 に入りますが、この場で協議する内容でしょうか。</p>

事務局 功刀	ここにいらっしゃる方から、子ども子育て会議の委員さんを選出させていただきたいということで、委員（案）の名簿に名前のある方は委員をご承諾頂きたいということで議論していただくものではありません。
議長	ご本人が承知すればよろしいということですね。それでは要点を説明してください。
事務局 功刀	<p>子ども子育て会議については、昨年度もこの会議において、建設構想委員会の皆様に幼稚園の保護者を加えた30人程度の会議を設置したい旨のお話をさせていただきましたが、審議会としては規模が大きすぎるとということで、条例化の際に15名以内とされました。</p> <p>大変申し訳ありませんが全員ということにはなりませんので、皆様の中から委員さんを選出させていただきたいというものです。</p> <p>役割としては、特定教育・保育施設の確認ということで、小規模保育、家庭的保育等々の利用定員を定める場合にはこの会議の意見を聴くとされています。</p> <p>また、特定地域型保育事業者の確認ということで、事業者の確認とその事業が行う定員を定める場合には意見を聴くものとされています。</p> <p>最後に、子ども子育て支援事業計画を定める場合や変更しようとする時には会議の意見を聴かなければならないとされています。</p> <p>このようなことをお願いする重要な会議になります。</p> <p>【別紙名簿にて委員構成を説明】</p> <p>※小泉副委員長より、任期があと3ヶ月なので受けられない旨の発言あり</p> <p>※課長より、子ども子育て会議の開催を控えている旨、役職による選出である旨等説明し了承を得た。</p>
事務局 功刀	<p>その他、中田町の役員会での内容を報告。</p> <p>再編整備計画の説明、第2園の建設計画、休園の件を説明しました。</p> <p>休園の件は、前回のこの会議での議論を頂きましたが、休園を前提とした中ではありますが、平成26年度新規入所募集は行い、異年齢保育を補完するため、他園との交流ヲ検討する旨、そのうえで、平成26年度末をもって休園としたい旨を説明しました。</p> <p>休園もやむを得ないと思うが、役員（地区長・議員・民生委員）だけでの判断というわけにはいかないということで、区民総意という意味からも、10月19日（土）中田町説明会を要望されましたので改めて説明会を行います。</p>
福祉課長	<p>中田町の代表区長さんは役員会では了承したのですが、町民に広く周知したいということで、たとえ何人であっても町民説明会において理解をして頂いたということで、結論を出したいということです。</p> <p>明日は代表地区長会議がありますので、その席で第2園の建設計画を説明し、藤井と穴山の区長さんに個別の説明会をお願いしたいと考えております。</p> <p>※委員長より他にありますかとの声</p>
福祉課長	<p>建設構想委員会といたしましては、第1園の基本設計、第2園の建設計画を承認いただきましたので、今回で一区切りとさせていただきます。</p> <p>会議の冒頭説明いたしましたように、今後は、子ども子育て会議に協議の場を移し、保育サービスの内容や民間活力の導入について検討させていただきます。</p> <p>また、必要に応じて召集させて頂く場合もあると思いますがその際にはよろしく願いいたします。</p>
小泉 副委員長	閉会の言葉